

関係各位

「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について」
の更新について（お知らせ）

本年 10 月 8 日から施行される法令及び通達の改正により NACCS を利用して提出することができる通関関係書類の対象が拡大されることなどに伴い、「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について」を更新し、東京税関ホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

○東京税関ホームページ

「通関関係書類のペーパーレス化関係資料」のページ

<http://www.customs.go.jp/tokyo/info/paperless.htm>

(参考)

「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について」の更新有無は以下のとおりです。

【更新したもの】

1. 通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について
2. 原本提出等要否判断のための NACCS コード一覧表

【変更なし】

3. [整理表]電磁的記録により提出され、許可後等に原本（書面）の提出を要する減免戻し税関関係書類の取扱い

【問合せ先】

東京税関業務部

・通関総括第 1 部門

電話：03-3599-6337

・航空総括部門

電話：03-3599-6524